



活リズムが大きく変わるとのママ講師たちからの話もあり、児童たちは真剣な眼差しで見入っていました。
ふれあいタイムが終わった後、司会進行役の星野さん（ママの働き方応援隊・メイントレーナー）が、児童に感想を聞くと、「赤ちゃんとお学生の生活はまったく違うとわかった」「自分と手足の大きさが違った」とはあったが、泣き止ませることが大変で、お母さんはすごいと思っただけだ」といった意見や、「自分もこんなに小さかったんだとわかった」と改めて自分を育ててくれたことへの感謝の気持ちを表す声も聞かれました。

参加されたお母さんたちは…

「自分も夜中にオムツを替えてもらっていたんだ…とわかってもらった」「やさしく抱っこしてもらって嬉しかった」という喜びの感想や、「赤ちゃんが泣いたのは暑いからなのかな？」と心配してもらったことへの感謝の言葉が聞かれました。

いろいろな赤ちゃん、いろいろな人がいて良い…

プログラムの終盤に星野さんが、「誰かが大切に育ててくれたおかげで、皆さんが今、ここにいます」「自分の命と同じように、他人の命も大切にしてください」と児童に呼びかけ、「いろいろな赤ちゃんがいるように、いろいろな人がいて良いですよ」と他者との違いを理解して互いに尊重することの意義を伝えていました。

赤ちゃんの退場時には、全員で「まあいいのち」を歌いながら、赤ちゃんに優しくタッチするなど別れを惜しむ様子も見られ、わずか20分間程度のふれあいながら、「バイバイ〇〇ちゃん」などと声をかけている柔らかな児童の表情が印象的でした。

最後に星野さんが「今、ここにいた赤ちゃんたちも、あと7年くらいすると、みなさんと同じ3年生になります。今日、赤ちゃんのお母さんから聞いたように、赤ちゃんのお世話はとても大変です。でも、一生懸

**保育園などに入れない場合
2歳まで育児休業が取れるようになります!**

～平成29年10月1日から改正 育児・介護休業法がスタートします～

育児・介護休業法は、労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律です。

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。

改正内容①

最長2歳まで育児休業の再延長が可能になる

- ・1歳6カ月以上後も、保育園などに入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- ・育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

改正内容②

子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせする

個別に育児休業中・休業後の待遇や労働条件などを周知することが、事業主の努力義務となります。

改正内容③

育児を目的とする休暇制度の導入を促進する

未就学児を育てながら働く方の子育て支援として、育児のために使える休暇制度の創設が、事業主の努力義務となります。

※育児・介護休業法の詳細な内容については、厚生労働省ホームページでご確認ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

命お世話をしていることが分かったと思います。皆さんも、今まで命が続いてきてここまで大きくなれたのは、たくさんの方のまわりの人々のお陰なんだということを感じてください。そして、お互いの命を大切にしましょう」と結んでいました。

尚、今冬には、足利市立協和中学校で同プログラムが実施される予定とのことです。今後は、栃木県内でもこの活動が広がることが期待されます。

(H・G)

